

2021年4月26日
学生支援課

学生各位

新型コロナウイルスへの対応について（緊急事態宣言下）

4月25日から東京都を始めとした1都2府1県において緊急事態宣言が発令されることが政府より発表されました。本学においては東京都の一部地域に「まん延防止等重点措置」が適用された4月12日時点において、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための一橋大学の活動指針をレベル3に引き上げていることを踏まえ（<https://www.hit-u.ac.jp/covid-19/index.html#shishin>）、今回の緊急事態宣言の発出に伴うレベル変更は予定しておりません。

学生の皆さんは、引き続き以下のとおり留意して下さい。

また、大学からの各種通知・連絡は状況に応じて随時変更になる可能性がありますので、常にウェブサイト、CELS等で最新情報を入手して下さい。

1. 海外への渡航もしくは海外からの入国について

不要不急の渡航、入国は自粛するとともに、やむを得ず渡航、入国する場合は空港等での検疫等の指示に従い、法令等で定められた隔離期間等を厳守して下さい。

2. 体調に異変を感じた場合の対応について

37.5度以上の発熱があり、咳やのどの痛み等の症状が出た場合、もしくは体調にそれらに準じた異変、味覚や嗅覚の障害等が少しでも見られた場合、当該感染症であるか否かを問わず、**授業等の学校行事を含めた不要不急の外出を避け**、管轄の保健所等に連絡し、その指示を受けて下さい。

3. 大学構内（キャンパス外の本学各種施設を含む）への入構について

1) 原則として、不要不急の入構はしないで下さい。

2) ただし、必要な用件等でやむを得ない場合、必ず学生証を持参の上、入構して下さい。

3) 2) の場合も構内での滞在は必要最小限の時間として下さい。

4. 日常の行動について

飲食等を伴う会合、その他感染の危険性が高いイベントへの参加は避けるなど、慎重な行動を心掛けるとともに、引き続き、こまめな手洗い、うがい、消毒、マスクエチケット等を励行して下さい。

5. 課外活動等について

- 1) 飲食等を伴う会合、その他感染の危険性が高いイベントはもちろん、大学から許可を受けている課外活動についても、原則として当面活動を中止して下さい。
- 2) サークルや部活動等の課外活動以外の友人同士のグループでの活動についても、同様の取り扱いとします。

6. 医療機関等での検査の結果、陽性もしくはその疑いありと診断された場合

当該医療機関等の指示に従うとともに、速やかに電話にて本学保健センターに報告し、**登校や課外活動等は絶対に行わないで下さい。**

一橋大学保健センター（TEL：042-580-8172）

<http://www.hit-u.ac.jp/hoken/index.html>

（関連ウェブサイト）

厚生労働省

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/riskmap/>

多摩立川保健所

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/tthc/toiawase.html>

多摩小平保健所

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/smph/tamakodaira/index.html>

帰国者・出国者電話相談センター

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryokansen/coronasodan.html>

以上